別紙様式第五十四　（平23財令96・全改、令元財令９・令２財令68・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

海外預金の残高に関する報告書

（　　年　　月末）

財　務　大　臣　殿

（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報　告　者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者の区分（該当分に○）

１．銀行　２．その他金融機関　３．一般政府　５．その他

住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　報告通貨（該当分に○）

イ．円（２．に換算方法を記入）　ロ．円以外（　　）

（（　）内に通貨名を記入すること。）

２　外国通貨の本邦通貨への換算方法（該当分に○。ハの場合には（　）内に使用した換算レートを記入すること。）

イ．月中平均レート　ロ．月末レート　ハ．その他＜社内レート等＞

（　　）

（単位：百万円・千通貨単位）

海外預金残高	

（記入要領）１　西暦により記入すること。

２　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

３　「海外預金残高」欄には、月末残高が１億円相当額を超える海外預金口座の残高の合計額を報告すること。ただし、月末残高が１億円相当額以下のものを含めて集計しても差し支えない。

４　本省令別紙様式第15の１により報告した、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金の残高、別紙様式第15の２

により報告した、証券の貸借取引に伴う現金担保金の残高、および別紙様式第27により報告した、デリバティブ取引に伴う担保金・証拠金の残高については、本報告の対象外である。

5　原通貨により報告する場合は、通貨別に別葉にすること。

（日本産業規格Ａ４）